平成２９年（フ）第６６号
香川県高松市藤塚町２丁目７番27号　白井アパート101
債務者　松崎　翔一
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９号
香川県丸亀市飯山町東坂元1619番地６
債務者　島﨑　　巧
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２４０号
千葉市若葉区大宮町2171番地13　若葉ハイツ110号
債務者　菊池優美子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２７３号
千葉県市川市平田３丁目16番12―211号　（ハイデンス市川）
債務者　楠元　秀美
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２３号
千葉県市原市姉崎西２丁目２－２　ロイヤルヴィラ２―102、住民票上の住所千葉県市原市姉崎235番地　ジュネスドヌール姉崎203
債務者　澤木紀美子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３９号
千葉県市原市ちはら台西１丁目12番地２ヴェルドミールⅢ202号室
債務者　伊藤　百恵
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５５号
千葉県船橋市新高根５丁目２番23号　ハンバーサイドⅣ―105号
債務者　猫田　直史
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８号
島根県益田市本町５番20号、前住所島根県鹿足郡津和野町日原224番地８
債務者　中山　優作（旧姓羽黒）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第９号
島根県益田市多田町200番地27（135）、前住所島根県益田市美都町丸茂1186番地３
債務者　石川由美子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第５３号
福岡県久留米市東櫛原町704番地10　大蔵ビル207号、前住所福岡県久留米市国分町1285番地１　ＩＴ国分ビル103号
債務者　重松　祐二
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２２号
北海道小樽市稲穂３丁目４番５号　ファッションプラザはま善
債務者　濵田　幸広
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５２号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３―408号
債務者　齊藤　明美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５４号
北海道苫小牧市三光町２丁目19番13号ピープルズサンコー103号
債務者　小岩　惠子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８４６号
仙台市若林区一本杉町42番３号　ビューパレス一本杉207
債務者　佐藤　元子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
宮城県名取市増田１丁目５番３―201号　タプト　シティ　名取
債務者　後藤　元良
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
仙台市青葉区中山４丁目19番８号　ロフティシルクＢ101
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係